

鳥取県・米子市新体育館整備基本計画

令和3年4月

鳥取県・米子市

目次

1. はじめに.....	1
2. 整備事業の前提条件の整理.....	2
2.1. 県・市の公共施設等総合管理計画上の位置づけ.....	2
2.2. 県・市のスポーツ推進計画上の位置づけ.....	2
2.3. 県・市の人口の推移.....	3
2.4. 既存施設の現状.....	5
2.5. 統廃合後の利用者数.....	8
2.6. 山陰地区の体育館情報.....	8
2.7. 米子市内の体育施設情報.....	10
2.8. 体育館整備に関する法制度、補助制度の整理.....	10
2.9. 東山公園の概要.....	11
3. 新体育館整備の趣旨.....	14
3.1. 統廃合する既存施設の現状と課題、今後の展望.....	14
3.2. 検討の経緯.....	15
4. 基本コンセプト.....	16
5. 新体育館の整備場所.....	17
6. 施設構成と機能.....	18
6.1. 必要機能.....	18
6.2. 提案機能（例示）.....	20
7. 施設基本計画.....	22
7.1. 全体配置のイメージ.....	22
7.2. コートレイアウト.....	23
7.3. 施設整備において配慮すべき事項.....	25
7.4. 公園の動線計画.....	25
8. 事業手法.....	27
9. 概算事業費.....	29
10. 今後の進め方.....	30

1. はじめに

鳥取県西部地域は、東に中国地方最高峰を誇る国立公園大山、北に日本海、西に中海という豊かな自然に恵まれ、その自然環境を生かした取り組みとして、全日本トライアスロン皆生大会や皆生・大山 SEA TO SUMMIT 等、全国規模のアウトドアスポーツイベントが開催されています。

また、令和4年にはワールドマスターズゲームズ2021関西、令和6年にはねんりんピックが県内で開催されるとともに、令和15年に第88回国民スポーツ大会の開催地として内々定を受けるなど、地元におけるスポーツへの関心が高まっている状況です。

そうした中で、鳥取県（以下「県」という。）及び米子市（以下「市」という。）において、それぞれ「スポーツ推進計画」を策定し、「誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり」や「スポーツを通じた地域の活性化」等を図っていくこととしていますが、スポーツ振興の舞台となる体育施設は昭和の時代に整備されたものが多く、特に米子市においては、昭和44年に建築され、半世紀に渡り屋内スポーツ施設の拠点として親しまれてきた米子市民体育館の老朽化に伴う改修時期が迫り、今後の整備のあり方が課題となっていました。

他方、県においても、体育施設等の公共施設の配置最適化の検討を行っていたことから、同様の大規模体育館である県立米子産業体育館と併せて、その在り方について、令和元年8月に設置された「鳥取県・米子市の体育施設の在り方検討協議会」で協議した結果、2つの大規模体育館に市営武道館を加えた3施設を統廃合し、米子産業体育館及び市営武道館を廃止するとともに、東山公園内に新体育館を共同整備する方向性とししました。

本計画は、県・市が連携することにより、単独の自治体のみでは整備できない機能・規模を有する県西部地域のスポーツ拠点として新体育館を整備し、多様なニーズに柔軟に対応し、地域活性化に資する施設とすることを目指し、策定したものです。

2. 整備事業の前提条件の整理

2.1. 県・市の公共施設等総合管理計画上の位置づけ

県・市では、人口減少や高齢化の進行等に伴い財政状況が厳しさを増していく中で、その負担を軽減するため、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の総量抑制を進めているところです。

県では、平成 28 年から令和 7 年までの 10 年間の計画の中で、体育施設を含む公共建築物について、「保有総量の最適化」、「効率的な利用」、「長寿命化・維持管理費の抑制」の 3 本の柱を基本的な方針として、施設の統合・廃止や市町村との連携といった具体的な取組みを進めています。

市においても同様の方針を立て、公共建築物の延床面積を 2038 年までに、20%削減すること、また、計画期間内（平成 28 年度～令和 7 年度までの 10 年間）において、5%削減を目標としています。

そうした中で、本事業において、県西部地域における中心的なスポーツ施設である県立米子産業体育館、米子市民体育館、市営武道館の 3 施設を集約することは、県・市における公共建築物の延床面積や維持管理コストの抑制に大きな影響があり、計画の目標達成に寄与するものです。

2.2. 県・市のスポーツ推進計画上の位置づけ

県・市では、スポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画を策定しています。

県では「スポーツでつむぐ絆と輝く未来、元気いっぱいの鳥取県！」を基本コンセプトとし、「県民まるごとスポーツ参加」、「誰もがスポーツに親しむ環境づくり」、「輝くスポーツ人材の育成」、「スポーツによる地域の活性化」を主要施策の 4 つの柱としています。

また、市では「すべての市民がスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまち『よなご』」を基本理念に、「個々の適性や目的に応じたスポーツ活動の充実」、「スポーツ活動によるコミュニティづくりと地域振興」、「スポーツ環境の充実」を重点的に取り組む基本方針としており、県市双方で、全ての人がライフステージに応じたスポーツ活動に取組み、スポーツを通じた様々な人々との交流促進や地域の活性化に向けた取組みを進めています。

そうした中で、本事業において、バリアフリー化を充実させるとともに、プロスポーツなどの高い競技レベルの実施が可能な拠点施設を新たに整備することにより、県西部地域のスポーツ振興に大きな役割を果たすことができます。

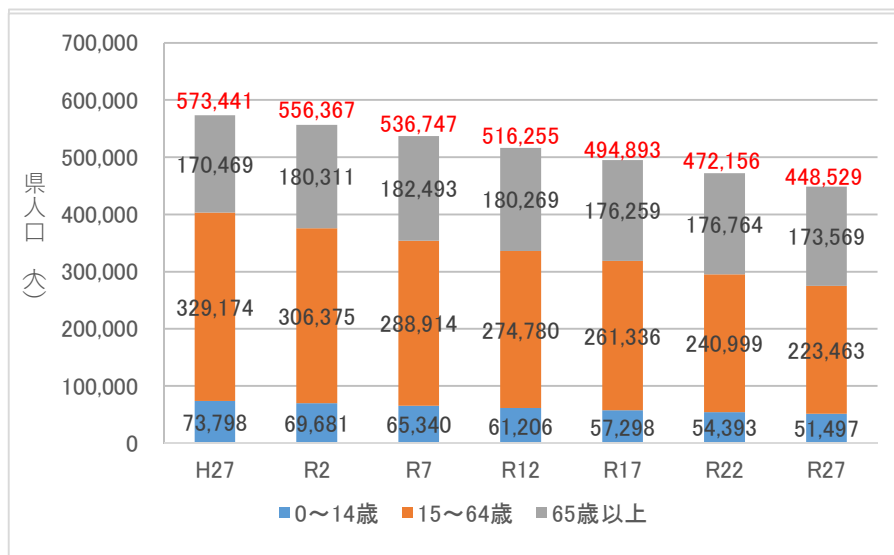
2.3. 県・市の人口の推移

人口減少・少子高齢化の進展等を踏まえた県・市の人口の現状と将来の展望については、図 2-1 及び図 2-2 に示すとおりです。

県全体では、老年人口（65 歳以上）が令和 7 年まで増加しますが、人口の総数は今後一貫して減少し、令和 27 年には平成 27 年の総数に対し 78%まで減少すると想定されています。

一方で、市では、県全体と同様に高齢化の進展、人口の減少が進みますが、県全体と比較すると、減少幅は小さく、令和 27 年には平成 27 年の総数に対し 93%までの減少にとどまると想定されています。

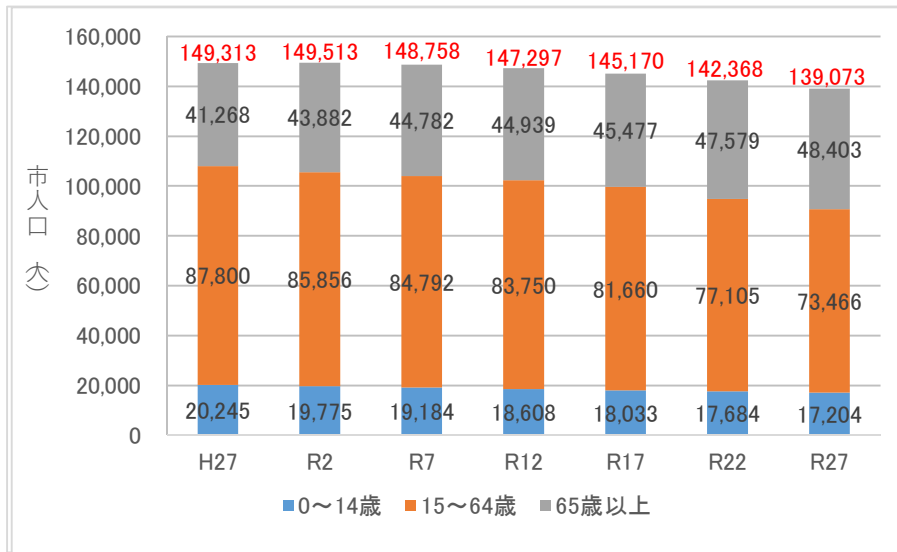
県・市ともに今後人口が減少していく状況の中で、地方創生総合戦略を策定し、人口減に歯止めをかけ、活力を維持していく取り組みとして、スポーツを通じた地域の活性化も施策として掲げています。



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
総数	573,441	556,367	536,747	516,255	494,893	472,156	448,529
0~14 歳	73,798	69,681	65,340	61,206	57,298	54,393	51,497
15~64 歳	329,174	306,375	288,914	274,780	261,336	240,999	223,463
65 歳以上	170,469	180,311	182,493	180,269	176,259	176,764	173,569

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図 2-1 県の人口推移



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
総数	149,313	149,513	148,758	147,297	145,170	142,368	139,073
0～14 歳	20,245	19,775	19,184	18,608	18,033	17,684	17,204
15～64 歳	87,800	85,856	84,792	83,750	81,660	77,105	73,466
65 歳以上	41,268	43,882	44,782	44,939	45,477	47,579	48,403

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図 2-2 市の人口推移

2.4. 既存施設の現状

米子市内に立地する主要な体育施設の現状は、以下のとおりです。

(1) 県立米子産業体育館

県立米子産業体育館は、集会、展示会、スポーツ等のために利用し、産業とスポーツの振興を図るため、設置されています。

施設は、大体育館（1,836 m²、バレーボール・テニス 3 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 12 面、観客席 2,037 席）、小体育館（493 m²、バレーボール・バスケットボール 1 面、バドミントン 3 面、観覧スペース有）、中会議室 2 室、小会議室 2 室、フィットネスルーム 1 室で構成されています。

表 2-1 県立米子産業体育館の基本情報

所在地	米子市東福原 8 丁目 27-1	開館日	昭和 57 年（築 38 年）
敷地面積	20,925 m ²	階数	3 階建て
建築面積	5,895 m ²	構造	RC 造、SRC 造
延床面積	8,258 m ²	指定管理者	（公財）鳥取県スポーツ協会
使用時間	体育館・会議室：午前 9 時から午後 10 時まで フィットネスルーム：午前 9 時から午後 8 時まで キッズルーム：午前 9 時から午後 5 時まで		
休館日	毎月第 3 水曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで		

表 2-2 県立米子産業体育館の主な利用料金

項目	区分	入場料金	使用規模	使用料	
専用使用	大体育館	営利を目的としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 810 円
			徴収する	2 分の 1 面	1 時間につき 400 円
				3 分の 1 面	1 時間につき 200 円
		営利を目的とする場合	徴収しない	全面	1 時間につき 1,620 円
			徴収する	全面	1 時間につき 28,510 円
				全面	1 時間につき 40,740 円
	小体育館	営利を目的としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 200 円
			徴収する	全面	1 時間につき 300 円
		営利を目的とする場合	徴収しない	全面	1 時間につき 7,210 円
			徴収する	全面	1 時間につき 10,180 円
	中会議室	営利を目的としない場合	徴収しない	—	1 時間につき 710 円
			徴収する	—	1 時間につき 960 円
		営利を目的とする場合	徴収しない	—	1 時間につき 1,470 円
			徴収する	—	1 時間につき 1,980 円
小会議室	営利を目的としない場合	徴収しない	—	1 時間につき 250 円	
		徴収する	—	1 時間につき 350 円	
	営利を目的とする場合	徴収しない	—	1 時間につき 560 円	
		徴収する	—	1 時間につき 710 円	
一般使用	大体育館・小体育館	—	—	1 人 1 回につき 70 円	

注) その他設備の貸出、冷暖房利用に関し、追加で料金が発生する。

(2)米子市民体育館

米子市民体育館は、メインアリーナ（1,976 m²、バレーボール・テニス・バスケットボール 2 面、バドミントン 10 面、観客席 1,600 席）、会議室 1 室を有する施設です。

施設の役割としては、市民を中心とした利用の他、屋内競技スポーツの中国大会、県大会、地区大会などに利用されています。

施設は、築 51 年を経過し、耐震基準を満たしていないことに加え、施設の老朽化が進み、大部分の窓の開閉ができず、漏水、更衣室の水道やシャワーの故障、市民等の利用ニーズに対応できないなどの課題が発生しています。

表 2-3 米子市民体育館の基本情報

所在地	米子市東山町 106-4	開館日	昭和 44 年（築 51 年）
敷地面積	10,103 m ²	階数	2 階建て
建築面積	4,261 m ²	構造	RC 造・S 造
延床面積	6,628 m ²	指定管理者	平井工業㈱
使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休館日	水曜日、祝日の翌日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで		

表 2-4 米子市民体育館の利用料金

項目	区分			使用料	
競技場	専用 使用	入場料金を 徴収しない場合	アマチュア スポーツ	中学生以下	1 時間につき 410 円
				一般	1 時間につき 810 円
			アマチュアスポーツ以外		1 時間につき 12,960 円
	専用 使用	入場料金を 徴収する場合	アマチュア スポーツ	中学生以下	1 時間につき 810 円
				一般	1 時間につき 1,620 円
				アマチュアスポーツ以外	
		部分使用（半面使用）			専用使用の各金額の半額
個人 使用	中学生以下			1 回につき 30 円	
	高校生以上の学生・生徒			1 回につき 40 円	
	一般			1 回につき 70 円	
会議室				1 時間につき 270 円	

注) 照明設備の使用時間 30 分につき、専用使用：600 円、部分使用：290 円加算。

(3)県立武道館

県立武道館は、主道場（1,634 m²、観客席 955 席）、小道場（540 m²×2 道場）、弓道場 近的場（12 人立/距離 28m、観客席 148 席）及び遠的場（6 人立/距離 60m）、会議室 1 室、研修室 3 室、師範室 3 室を有する施設です。

施設は、国際、全国レベルの公式競技の大会にも十分対応できる設備・機能を備えています。

表 2-5 県立武道館の基本情報

所在地	米子市両三柳 3192-14	開館日	平成 12 年（築 20 年）
敷地面積	20,000 m ²	階数	2 階建て
建築面積	7,923 m ²	構造	RC 造・S 造・木造
延床面積	9,095 m ²	指定管理者	（公財）鳥取県スポーツ協会
使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで		

表 2-6 県立武道館の主な利用料金

項目	区分		入場料金	使用規模	使用料	
専用使用	主道場	営利を目的 としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 1,830 円	
				2 分の 1 面	1 時間につき 910 円	
				3 分の 1 面	1 時間につき 610 円	
				4 分の 1 面	1 時間につき 400 円	
				6 分の 1 面	1 時間につき 300 円	
				徴収する	全面	1 時間につき 3,660 円
	主道場	営利を目的 とする場合	徴収しない	全面	1 時間につき 20,370 円	
				徴収する	全面	1 時間につき 30,550 円
	小道場	営利を目的 としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 500 円	
				2 分の 1 面	1 時間につき 200 円	
		小道場	営利を目的 としない場合	徴収する	全面	1 時間につき 1,010 円
					全面	1 時間につき 8,140 円
	研修室 1,2		—	—	1 時間につき 350 円	
	研修室 3		—	—	1 時間につき 100 円	
会議室		—	—	1 時間につき 760 円		
一般利用	一般	—	—	1 人 1 回につき	150 円	
				1 人 1 月につき	1,620 円	
				1 人 6 月につき	7,120 円	
				回数券 11 枚につき	1,520 円	

注) その他設備の貸出、冷暖房利用に関し、追加に料金が発生する。

(4)米子市営武道館

米子市営武道館は、柔道場 342 m²、剣道場 342 m²、大会議室 1 室、中会議室 1 室、小会議室 2 室を有する施設です。

施設の役割としては、市民を中心に利用されています。

表 2-7 米子市営武道館の基本情報

所在地	米子市糶町 1 丁目 202	開館日	昭和 49 年（築 46 年）
敷地面積	1,366 m ²	階数	3 階建て
建築面積	449 m ²	構造	RC 造
延床面積	1,499 m ²	指定管理者	平井工業(株)
使用時間	午前 9 時から午後 9 時まで		
休館日	水曜日、祝日の翌日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで		

表 2-8 米子市営武道館の利用料金

区分		使用料
専用使用		1時間につき 700 円
部分使用		1時間につき 350 円
個人使用	中学生以下	無料
	高校生以上の学生・生徒	1回につき 70 円
		1年（11回まで）につき 700 円
	一般	1回につき 160 円
1年（11回まで）につき 1,600 円		

2.5. 統廃合後の利用者数

統廃合後の新体育館は、前項に記載した主要な体育施設のうち、県立武道館を除く既存 3 施設の機能を維持することを想定しています。

既存 3 施設の過去 3 年間における利用者数は、表 2-9 に示すとおりで、16～20 万人程度となっています。

今後、県の人口は、2.3. に示すとおり減少傾向になることから、現時点（令和 2 年度）から 20 年後（令和 22 年度）には 17 万人程度になると推計されます。

表 2-9 既存 3 施設の現状利用者数

	県立米子産業体育館	米子市民体育館	米子市営武道館	合計
平成 29 年度	136,143 人/年	41,448 人/年	23,839 人/年	201,430 人/年
平成 30 年度	134,463 人/年	40,391 人/年	26,292 人/年	201,146 人/年
令和元年度	97,666 人/年	43,720 人/年	23,908 人/年	165,294 人/年

注 1) 令和元年度は改修工事に伴い県立米子産業体育館を一時利用停止した時期あり

表 2-10 新体育館の将来利用者数推計

	県人口減少率	新体育館利用者数推計
令和 7 年度	96.5%	194,106 人/年
令和 12 年度	92.8%	186,663 人/年
令和 17 年度	89.0%	179,020 人/年
令和 22 年度	84.9%	170,773 人/年

注 1) 県人口減少率は、図 2-1 に示す令和 7～22 年の人口総数に対する令和 2 年の人口総数の割合を示す。

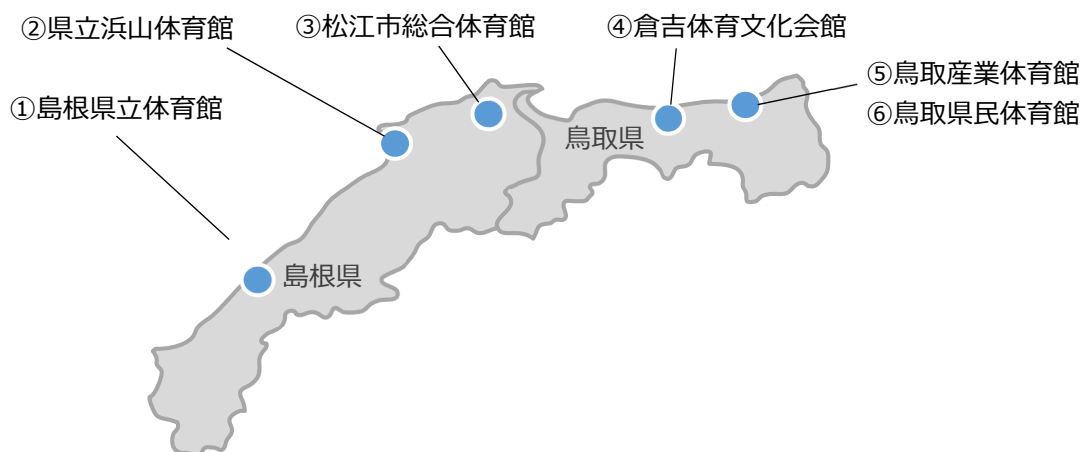
注 2) 新市民体育館利用者数推計は、表 2-9 の平成 30 年度合計値に県人口減少率を乗じた利用者数を示す。

2.6. 山陰地区の体育館情報

山陰地区の大規模体育館の立地状況は、表 2-11 に示すとおりです。

表 2-11 山陰地区の大規模体育館

	①島根県立体育館 (浜田市)	②県立浜山体育館 (出雲市)	③松江市総合体育館 (松江市)
施設規模	敷地面積 9,347 m ² 延床面積 8,657 m ²	(都市公園施設) 延床面積 10,178 m ²	敷地面積 82,758 m ² 延床面積 13,550 m ²
施設機能	アリーナ 1,853 m ² (41m×45m) 観客席 1,500 人 (+可動席 500 人) 多目的ルーム 162 m ² フィットネスルーム 142 m ² トレーニングルーム 146 m ² キッズルーム 253 m ² 幼児コーナー45 m ² 会議室等 3室 計 186 m ²	メインアリーナ 2,596 m ² (65m×40m) 観客席 1,484 人 (+可動席 2,052 人) サブアリーナ 816 m ² (34m×24m)	メインアリーナ 2,747 m ² (67m×41m) 観客席 1,867 人 (+可動席 1,136 人) サブアリーナ 1,394 m ² (41m×34m) 観客席 246 人
駐車場	182 台 (浜田市東公園全体)	981 台 (浜山公園全体)	678 台
	④倉吉体育文化会館 (倉吉市)	⑤鳥取産業体育館 (鳥取市)	⑥鳥取県民体育館 (鳥取市)
施設規模	敷地面積 19,720 m ² 延床面積 5,889 m ² (別に会館部分 2,070 m ²)	敷地面積 12,087 m ² 延床面積 7,827 m ²	(都市公園施設) 延床面積 10,500 m ²
施設機能	体育館 2,178 m ² 観客席 2,014 人 会館部分 研修室等 計 6室 919 m ²	大体育館 1,857 m ² 観客席 1,940 人 (大体育館) 小体育館 481 m ²	メインアリーナ約 2,450 m ² (62m×39m) 観客席 2,098 人 (+可動席 1,386 人) サブアリーナ約 850 m ² (36m×22m) 研修室 第1～4 計 550 m ² 視聴覚室 100 m ² トレーニングルーム
駐車場	262 台	130 台 (体育館・プール共用)	1,025 台 (布勢総合運動公園全体)



2.7. 米子市内の体育施設情報

米子市内には、本計画において統廃合の対象とする県立米子産業体育館、市民体育館、市営武道館の他、県立武道館、地区体育館等を含め合計 17 の体育館・武道場が立地しています。

このうち、県立米子産業体育館、市民体育館は、県立武道館について利用者の多い施設となっています。なお、これらのうち、米子サン・アビリティーズは、障がい者のための機能回復・健康増進・交流の場として、スポーツ教室や文化教養講座などを開催している体育施設となっています。

表 2-12 米子市内の体育館

名称	建築年	延床面積	階数	利用者数 (令和元年度)
①県立米子産業体育館	昭和 57 年	8,258 m ²	3 階	97,666 人/年
②市民体育館	昭和 44 年	6,628 m ²	2 階	43,720 人/年
③市営武道館	昭和 49 年	1,499 m ²	3 階	23,908 人/年
④県立武道館	平成 12 年	9,095 m ²	2 階	106,265 人/年
⑤東山体育館	平成 5 年	1,228 m ²	1 階	25,115 人/年
⑥湊山体育館	平成 4 年	1,251 m ²	1 階	19,577 人/年
⑦住吉体育館	平成 31 年	1,328 m ²	1 階	23,412 人/年
⑧加茂体育館	昭和 55 年	1,270 m ²	1 階	20,592 人/年
⑨福米体育館	昭和 63 年	1,251 m ²	1 階	18,966 人/年
⑩福生体育館	平成 2 年	1,251 m ²	1 階	24,100 人/年
⑪弓ヶ浜体育館	昭和 60 年	1,074 m ²	1 階	13,244 人/年
⑫美保体育館	昭和 61 年	1,251 m ²	1 階	12,432 人/年
⑬南部体育館	昭和 59 年	1,074 m ²	1 階	15,830 人/年
⑭箕蚊屋体育館	平成 4 年	1,251 m ²	1 階	24,491 人/年
⑮淀江体育館	昭和 59 年	3,227 m ²	2 階	29,496 人/年
⑯市営弓道場	昭和 58 年	608 m ²	1 階	9,943 人/年
⑰米子サン・アビリティーズ	昭和 62 年	1,728 m ²	1 階	23,546 人/年 (6,807 人/年)

注) 米子サン・アビリティーズのカッコ書きの数字は障がい者の利用者数

2.8. 体育館整備に関する法制度、補助制度の整理

新体育館整備にあたっては、次に記載した法令や上位関連計画に留意しながら検討を行います。

- スポーツ基本法（平成 23 年 6 月 法律第 78 号）
- 第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 鳥取県スポーツ推進計画（平成 30 年 3 月 鳥取県）
- 米子市スポーツ推進計画（平成 29 年 3 月 米子市）
- 鳥取県公共施設等総合管理計画
（平成 28 年 3 月、平成 30 年 10 月一部改正 鳥取県）
- 米子市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月、平成 30 年 6 月改定 米子市）
- その他、都市計画、社会福祉、防災に係る県市の関連計画 等

また、新体育館整備にあたっては、表 2-13 に示すような補助制度・地方債制度の導入可能性を検討し、県市の財政負担の軽減を図ります。

表 2-13 新体育館整備あたって適用可能性がある補助制度・地方債制度

区分	制度名称	概要
補助制度	社会資本整備総合交付金	基幹事業の一つである都市公園を整備する場合に対象となる。(1/2 補助)
	防災・安全交付金	災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園等が対象となる。(1/2 補助)
	学校施設環境改善交付金	「地域スポーツセンターの新改築、改造」、「地域武道センター新改築」がスポーツ施設として対象となる。(1/3 補助)
	森林・林業再生基盤づくり交付金	地域材を利用した公共建築物、木質内装等が対象となる。(1/2 補助)
地方債制度	公共施設等適正管理推進事業債	延床面積の減少を伴う集約化又は複合化事業であることなどの条件に合致する事業が対象となる。(充当率：90%、交付税措置率：50%)
	学校教育施設等整備事業債	学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業が対象となる。 (充当率：75%、交付税措置率：なし)

2.9. 東山公園の概要

市民体育館の立地する東山公園は、運動施設が集約された都市公園（運動公園）であり、市民体育館周辺に 247 台、公園全体で 687 台の駐車場を有しており、日常的な施設利用に加え、大会やイベントの開催にも対応することが可能です。

また、防災面でも島根原子力発電所から 30km 圏外で、洪水時の被害想定も限定的な施設となっています。

表 2-14 東山公園の概要

所在地	米子市東山町地内
敷地面積	241,581 m ²
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
他都市計画	都市公園区域（東山公園）
建ぺい率	60%
容積率	200%
災害発生時の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定浸水高 0.5m 未満～3.0m (公園内の東山体育館は緊急避難場所に指定されており、0.5m 未満) ・ 島根原子力発電所から 30km 圏外 ・ 土砂災害警戒区域等の指定 一部あり (新体育館整備エリア周辺にはなし)
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東山公園駅に隣接
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の指定 一部あり (新体育館整備エリア周辺にはなし)

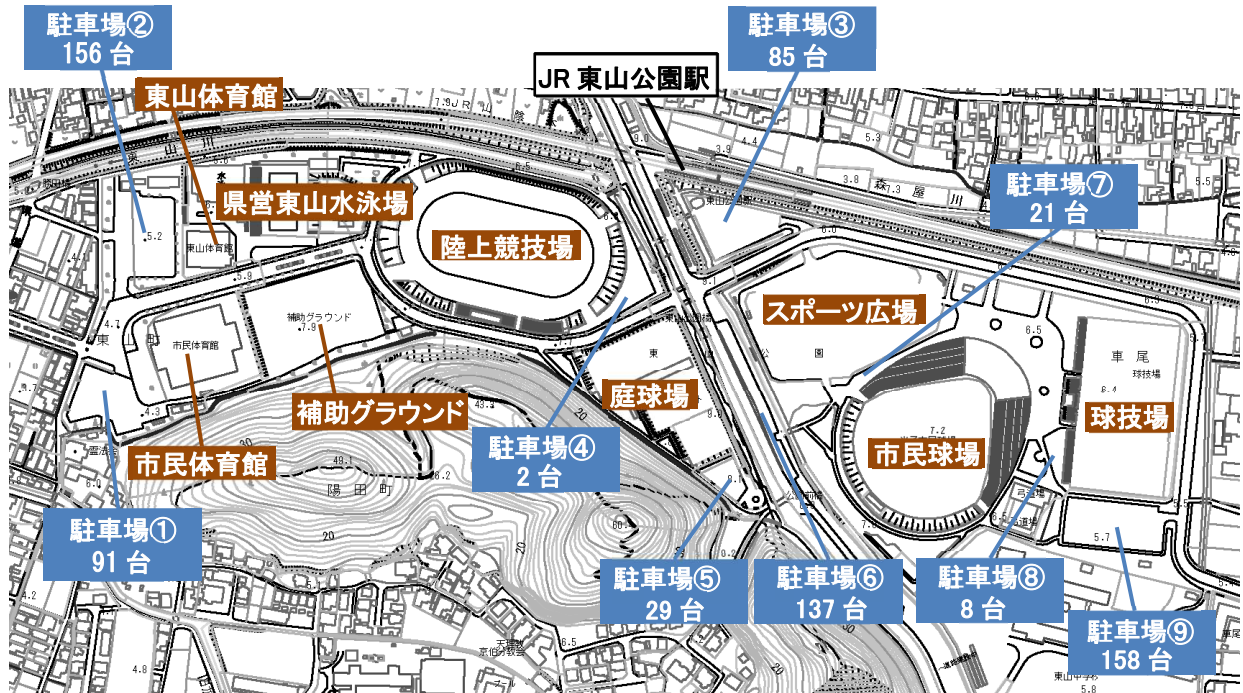
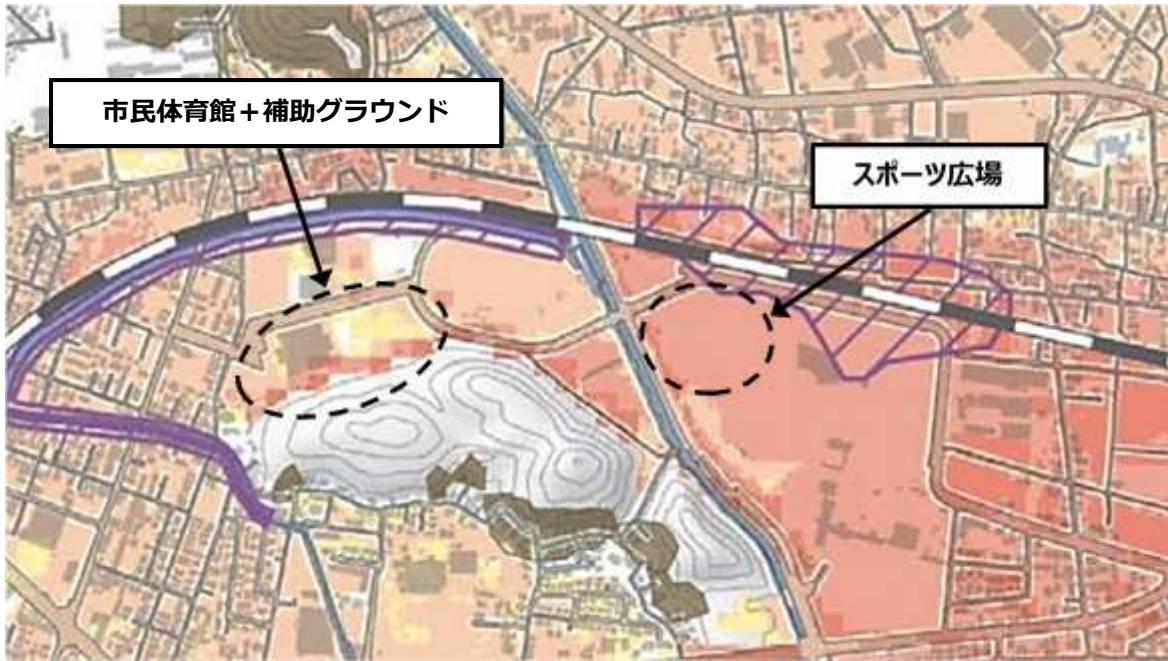


図 2-3 東山公園内の施設配置

表 2-15 東山公園内の駐車場の現状

区分	番号	場所	現時点の台数
市民体育館周辺	①	市民体育館前	91
	②	県営東山水泳場前	156
小計			247
その他の公園内	③	JR 東山公園駅前	85
	④	陸上競技場横	2
	⑤	庭球場裏	29
	⑥	スポーツ広場	21
	⑦	市民球場（道路沿い）	137
	⑧	弓道場	8
	⑨	球技場	158
小計			440
合計			687



- ・ 現市民体育館敷地は概ね「0.5m～3m まで」の浸水想定
- ・ 補助グラウンド敷地は概ね「0.5m 未満」の浸水想定

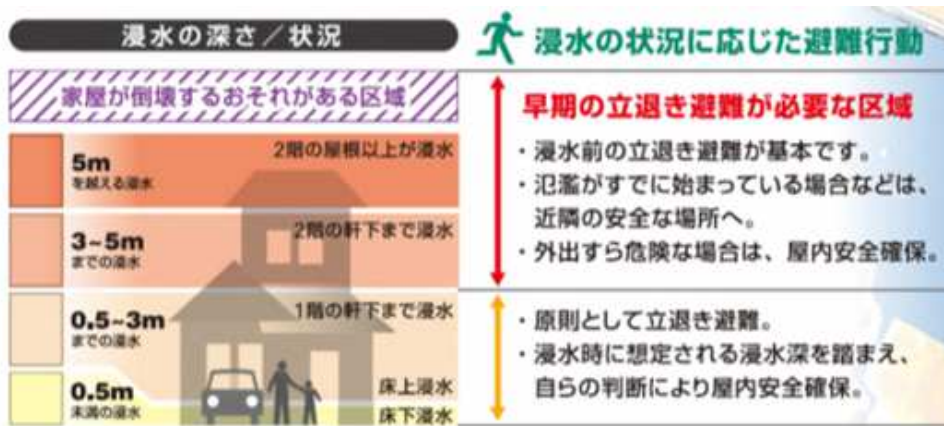


図 2-4 洪水ハザードマップ

3. 新体育館整備の趣旨

3.1. 統廃合する既存施設の現状と課題、今後の展望

本計画で統廃合する県立米子産業体育館、米子市民体育館、市営武道館は、3施設合計で年間16万人を超える利用者がおり、毎年数多くの大会や教室等が開催され、県西部地域におけるスポーツ振興の中核を担う施設として大きな役割を果たしています。

これらの施設のうち、米子市民体育館については、平成27年度に実施した診断の結果、耐震性の問題を指摘されており、利用者の安全性確保に向けた対策が急務となっています。また、空調設備の整備やバリアフリー化への対応など、利便性向上のための取組みも課題となっています。

県・市が連携し、3施設の統廃合により米子産業体育館及び市営武道館を廃止し、新体育館を共同整備することで、施設の高機能化、公共施設数の適正化及び管理コストの削減を同時に達成し、地域の多様なニーズに柔軟に対応するとともに、スポーツを通じた地域活性化を図っていきます。

表 3-1 既存3施設の概要

	県立米子産業体育館	米子市民体育館	米子市営武道館
所在地	米子市東福原8丁目27-1	米子市東山町106-4	米子市糺町1丁目202
設置年	昭和57年(築38年)	昭和44年(築51年)	昭和49年(築46年)
耐震性	新耐震建物	旧耐震建物・平成27年度耐震診断実施⇒耐震化が必要	旧耐震建物・平成9年度耐震診断実施⇒特に問題なし
施設規模	敷地面積 20,925 m ² 延床面積 8,258 m ²	敷地面積 10,103 m ² 延床面積 6,628 m ²	敷地面積 1,366 m ² 延床面積 1,499 m ²
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> 大体育館 1,836 m² バレーボール・テニス3面、バスケットボール2面、バドミントン12面、観客席 2,037 席 小体育館 493 m² バレーボール・バスケットボール1面バドミントン3面、観覧スペース有 中会議室2室、小会議室2室・フィットネスルーム1室 	<ul style="list-style-type: none"> メインアリーナ 1,976 m² バレーボール・テニス・バスケットボール2面、バドミントン10面、観客席 1,600 席 会議室1室 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道場 342 m² 剣道場 342 m² 大会議室1室、中会議室1室、小会議室2室
駐車台数	382 台	687 台 ※ 東山公園全体	最大 120 台程度 ※ 鳥取県西部総合事務所駐車場を使用
利用者数	97,666 人/年 (R1 実績)	43,720 人/年 (R1 実績)	23,908 人/年 (R1 実績)
施設稼働率	大体育館約 85% 小体育館約 82%	約 78%	約 67%
利用実態	体育目的約 90% 体育目的以外約 10%	体育目的約 98% 体育目的以外約 2%	
その他	空調設備あり	空調設備なし	空調設備なし

3.2. 検討の経緯

H27 以降	【市】 米子市民体育館の耐震診断を実施した結果、「耐震化が必要」と判定。大規模改以降修等再整備方針について検討
R 元	【県・市】 「鳥取県・米子市政策連携懇談会」において、米子市民体育館の再整備について、同様の大規模体育館である米子産業体育館と併せてその在り方検討を行うことを米子市から提案 【県・市】 関連部局で組織する「鳥取県・米子市体育施設あり方検討協議会」開催 ⇒ 産業体育館、市民体育館、市営武道館を統廃合し、東山公園内に新体育館を県市共同で整備する方向性で合意
R2	【県・市】 新体育館整備に係る検討機関として、有識者で組織する「鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会」を設置・開催

4. 基本コンセプト

次に挙げる3つのテーマを基本コンセプトとした新体育館整備を行います。

- ①年齢や障がいの有無を問わず誰もがスポーツに親しみ健康づくりに役立つ施設
 - ・地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる県西部地域の拠点施設としてスポーツ人口の拡大や競技力の向上に資する施設とする。
 - ・施設全体のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を充実させ、パラスポーツ等にも適した施設設計とすることにより、現在ではスポーツ参加率の比較的低い障がい者の方にも利用しやすく、障がいの有る人も無い人も同じ空間でスポーツを楽しむことのできる施設とする。
 - ・高齢者、ビジネスパーソンのスポーツ参加を促し、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に寄与する施設とする。

- ②スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域活性化に資する施設
 - ・県西部地域の拠点スポーツ施設として必要なアリーナ・観客収容数を確保した施設とし、プロスポーツや全国規模の大会開催によるスポーツツーリズムの推進を図る。
 - ・市の玄関口である JR 米子駅からのアクセスの良さや海と山に囲まれた好立地を活かし、県外からの合宿受け入れ等によるスポーツ交流人口の拡大を促す。

- ③安心・安全なまちづくりに貢献する施設
 - ・地震や土砂災害など、大規模な災害の発生を想定し、有事には避難所や物資の供給拠点等として活用できるなど、地域の安全・安心な暮らしに貢献できる施設とする。

5. 新体育館の整備場所

新体育館の整備場所は、次に挙げた内容などから総合的に考え、最も優位性が高い場所である東山公園内（現米子市民体育館、補助グラウンド所在エリア）とします。

整備場所へのアクセスは、自動車、自転車、歩行者の誰もが安全に来館できるよう動線に配慮します。

【選定理由】

- ・ 駐車場も含め、大規模体育館の整備に必要なスペースの確保が可能である。
- ・ 「JR 東山公園駅」が整備地内に所在しており施設までのアクセスが容易であり、県西部地域の玄関口であり、南北自由通路が整備されてさらに利便性が大きく高まる「JR 米子駅」とも約 1.1 km の距離にあるため、集客に向けた仕組みが構築しやすい。
- ・ 総合運動公園内であり、周辺に集積している他のスポーツ施設と連動したイベント等の開催が期待できる。
- ・ 島根原子力発電所から 30km 圏外であり、洪水発生時の浸水被害想定も限定的であるなど、災害発生時に避難所等防災施設としての活用が見込める。
- ・ 土地の取得に係る費用負担が必要ないことに加え、都市公園内の施設整備であることから、有利な国財源の活用が見込める。

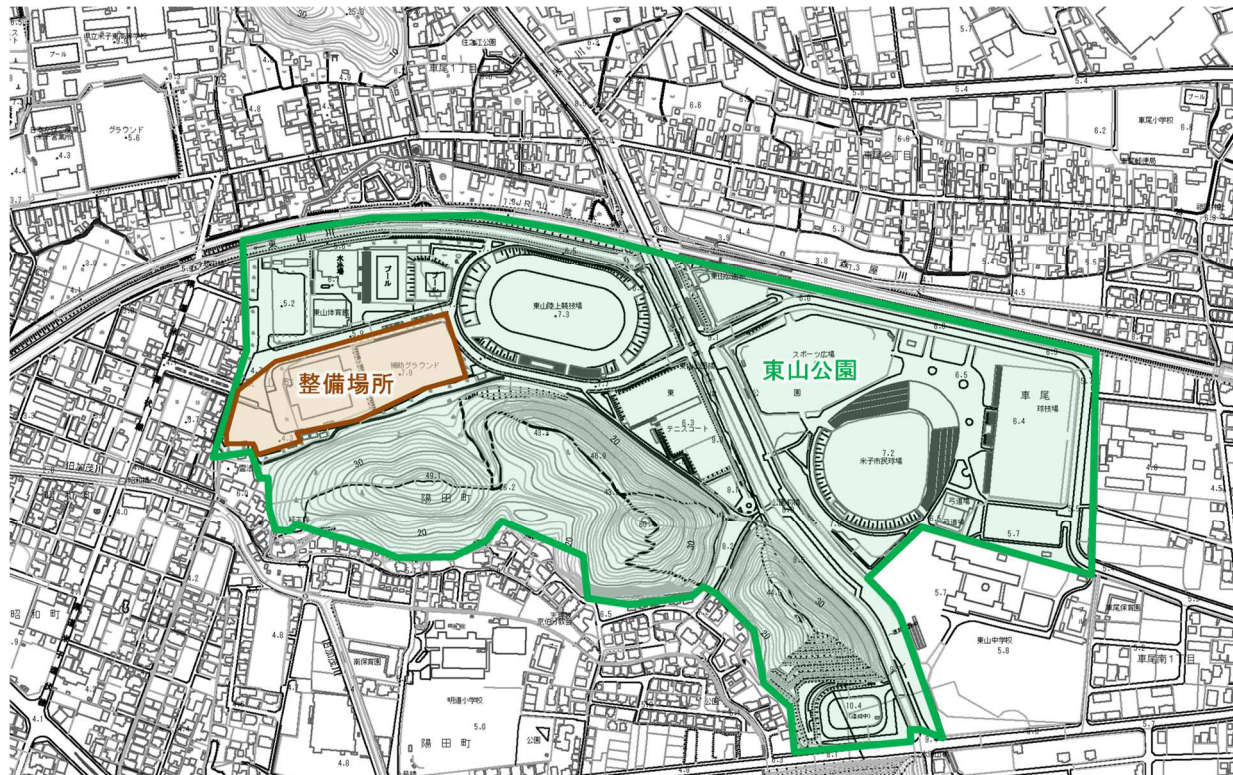


図 5-1 整備場所

6. 施設構成と機能

新体育館は、現状の県立米子産業体育館、米子市民体育館、市営武道館の施設構成及び機能を踏まえ、基本コンセプトに合致した県西部地域のスポーツ拠点として整備します。

施設へのアクセスや移動、障がい者等への配慮については、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ「鳥取県福祉のまちづくり条例」を遵守します。

延床面積は、10,000～11,000 m²程度を想定しています。

さらに、PPP/PFI 手法により整備を行う場合には、事業者提案により、更なる機能の付加により、一層充実した機能を持つ施設となる可能性があります。

このため、以下には、必要機能（必ず整備する機能）と提案機能（事業者の任意事業として付加する機能）の別に想定する施設機能を示します。

6.1. 必要機能

①メインアリーナ

- ・ 県西部地域の拠点スポーツ施設として、プロスポーツや全国規模の大会の開催に耐えうる施設を目指します。
- ・ 各競技の大会開催時に必要なコート数として、ハンドボール 2 面、バスケットボール 3 面、バレーボール 4 面、テニス 4 面、バドミントン 14 面での実施が可能なスペースを確保できる規模として 2,750 m²（62×44m）程度とします。なお、天井の高さやコート間の距離など各競技団体と調整した上で、競技実施に支障の出ないように配慮した設計とします。
- ・ 観客席については、固定式と可動式を合わせ、2,000～3,000 席程度を設置します。また、プロスポーツや全国大会を見据えロイヤルシートを設置します。
- ・ 使用する器具等の収納に必要な倉庫スペースを確保します。
- ・ 米子産業体育館の商業利用の機能移管にも配慮します。

②サブアリーナ

- ・ メインアリーナを補完するだけでなく、サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模として 1,360 m²（40×34m）程度とします。
- ・ コート数としては、ハンドボール 1 面、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、テニス 2 面、バドミントン 8 面の実施が可能なスペースを確保します。
- ・ 大会開催が可能となるよう観客席を設置します。
- ・ 使用する器具等の収納に必要な倉庫スペースを確保します。

③武道場

- ・ 柔道場と剣道場を設置し、双方の競技実施が可能な施設とします。
- ・ 柔道場、剣道場とも 400 m²（20m×20m）を原則とし、その中に練習場（1 面）と師範室等必要な機能を確保します。

④会議室

- ・ イベント開催時は主催者控室等としても利用できる合計 300 m²程度の会議室をアリーナ周辺を中心に施設内に設置します。
- ・ 間仕切りの活用により、部屋を分割した利用形態を可能にします。

⑤更衣室

- ・ 利用者の利便性を向上させ、施設を快適に使用できるように、シャワー室を併設した更衣室を 300 m²程度確保します。
- ・ 多目的更衣室を設置し、バリアフリーに配慮します。

⑥医務室・授乳室・キッズスペース

- ・ 体調不良者や活動中の負傷者等の休息や処置について、ゆとりをもって行うことのできる医務室としてのスペースや機能を設けます。
- ・ 小さい子ども連れの方も利用しやすいよう、授乳室やキッズスペースを設けます。
- ・ 医務室・授乳室・キッズスペースは、75 m²程度とします。

⑦事務室

- ・ 事務室は、利用者動線と管理者動線双方に配慮した場所に配置します。
- ・ 応接用のスペースを設けます。

⑧共有スペース

- ・ 利用者にとって利便性の高いエントランスホールや通路、階段、エレベーター、トイレ等のスペースを確保します。
- ・ 具体的には、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ「鳥取県福祉のまちづくり条例」を遵守した施設とします。

⑨駐車場

- ・ 施設周辺において、新体育館供用開始時点で、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペースの確保を目指します。
さらに、供用開始後の利用実態を見ながら更なる台数の確保を検討します。
- ・ 障がい者や高齢者の利用に配慮したハートフル駐車場については、必要な台数を確保します。
- ・ 公共交通機関の利用促進や乗り合わせ等による利用台数の縮小、公園内の路上駐車や施設利用者以外による駐車の抑制といった観点から、駐車場の有料化について検討します。
- ・ プロスポーツの開催時など公園内駐車場が満車となることが予想される場合は、公共交通機関と連携し、JR 米子駅等からの臨時列車やシャトルバスによる輸送体制を構築します。
- ・ イベント開催時の大型車両や機材の搬入出を想定した動線を確保します。

⑩防災機能

- ・メインアリーナは災害時の物資集積拠点としても活用できるよう、10tトラックが直接搬入できる進入路を確保します。
- ・災害の種類によっては、避難所としても活用できるよう、非常用発電装置を設置し、電力供給が断たれた場合にも一定の間、施設利用が可能な機能を持たせます。

6.2. 提案機能（例示）

- ①ランニングコース
- ②多目的スペース（室内スポーツ教室、小規模な展示など、幅広い用途に利用が可能なスペース）
- ③レストラン、カフェ等飲食施設機能
- ④スポーツグッズ等の物販施設機能
- ⑤トレーニングジム
- ⑥コンサート等の大型イベント対応機能

表 6-1 施設構成と機能

区分	想定面積	機能（必須とする内容）
メインアリーナ	2,750 m ² (62×44)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドボール2面、バスケットボール3面、バレーボール4面、テニス4面、バドミントン14面 ・観客席：2,000～3,000席程度
サブアリーナ	1,360 m ² (40×34)	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール2面、バレーボール2面、テニス2面、バドミントン8面 ・サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模
武道場	800 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道場・剣道場各1面（各20m×20m） ・双方の競技実施が可能な施設
会議室	300 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツ時はチーム控室としても活用できるようアリーナ周辺に複数配置 ・イベント開催時は主催者控室等としても利用 ・間仕切りの活用により、部屋を分割した利用形態が可能
更衣室	300 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー室を併設した更衣室
医務室・授乳室・キッズスペース	75 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者や活動中の負傷者等の休息や処置する医務室、小さい子ども連れの方が利用しやすいように授乳室やキッズスペースを設置
事務室	100 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理のための事務室
共有スペース	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールや通路、階段、エレベーター、トイレ等のスペース （共有スペースを除く全体の面積の30～40%程度の面積を想定）
駐車場	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺に新体育館供用開始時点で、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペース ・障がい者や高齢者の利用に配慮したハートフル駐車場については、必要な台数を確保するとともに、施設入口まで移動しやすい場所に設置
防災機能	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナは災害時の物資集積拠点としても活用できるよう、10tトラックが直接搬入できる進入路を確保 ・災害の種類によっては、避難所としても活用できるよう、非常用発電装置を設置し、電力供給が断たれた場合にも一定の間、施設利用が可能に

7. 施設基本計画

7.1. 全体配置のイメージ

新体育館の全体配置は、図 7-1 に示すとおり想定していますが、PPP/PFI 手法により整備する場合は、事業者提案に基づき決定します。

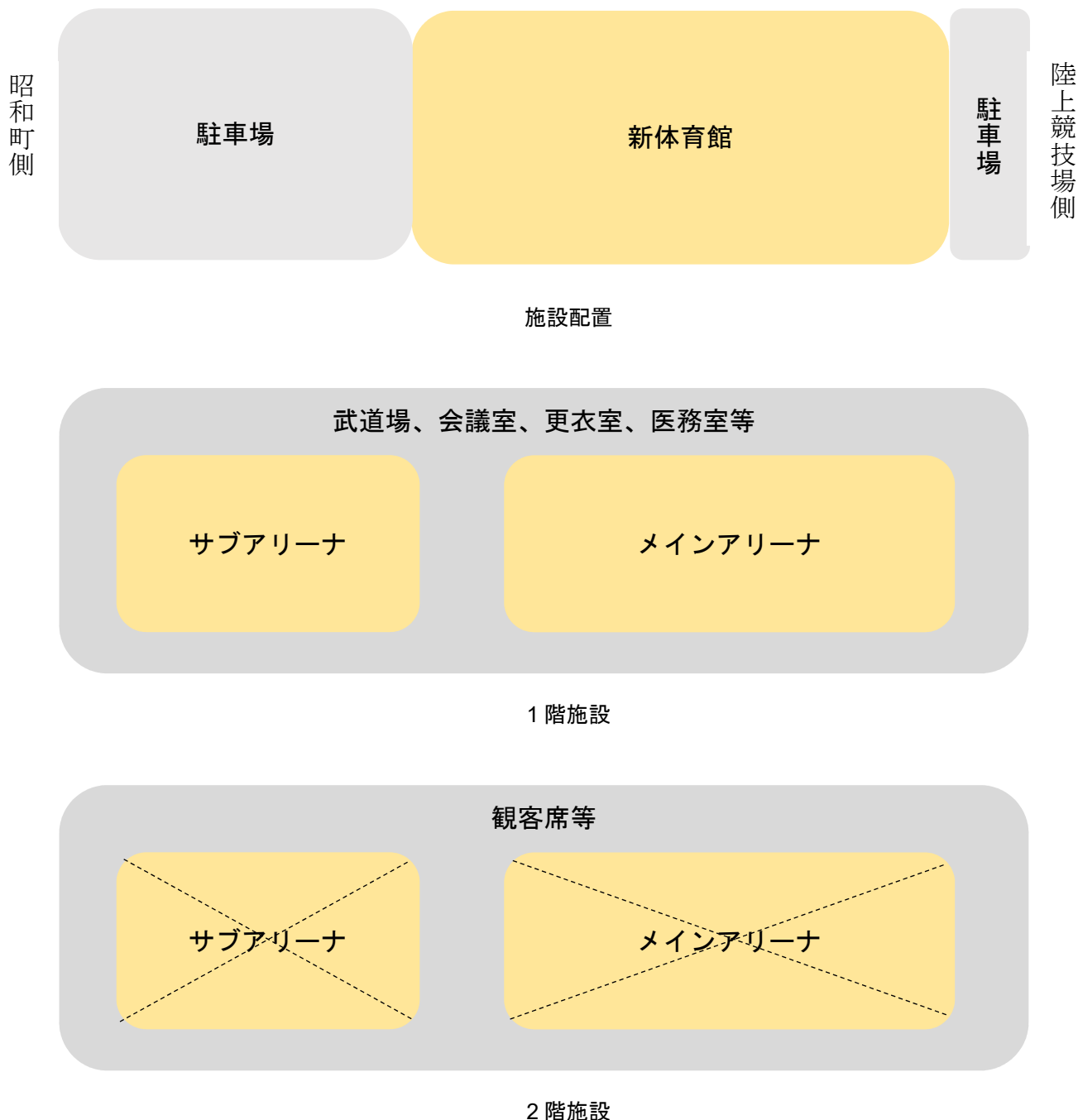
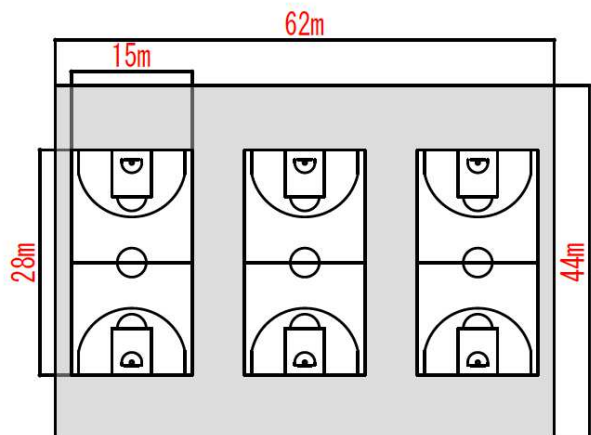


図 7-1 新体育館の全体配置

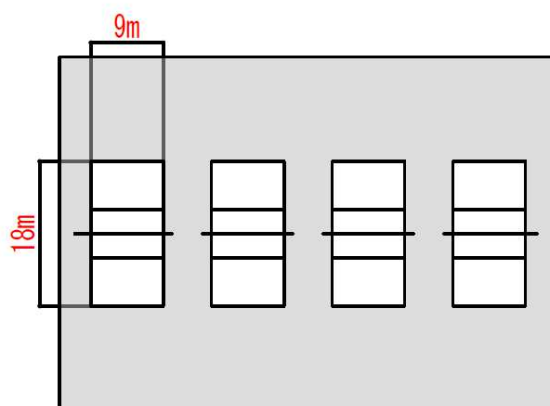
7.2. コートレイアウト

メインアリーナ、サブアリーナのコートレイアウトは、下図を想定しています。

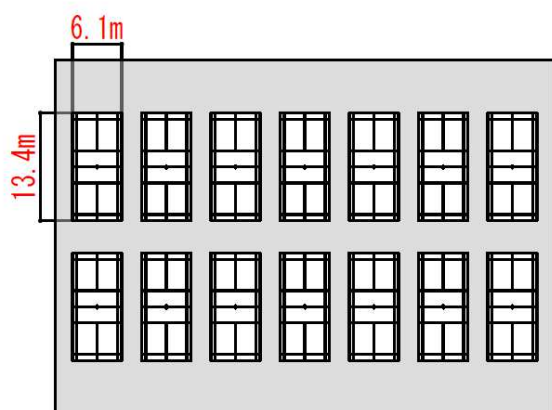
(1)メインアリーナ



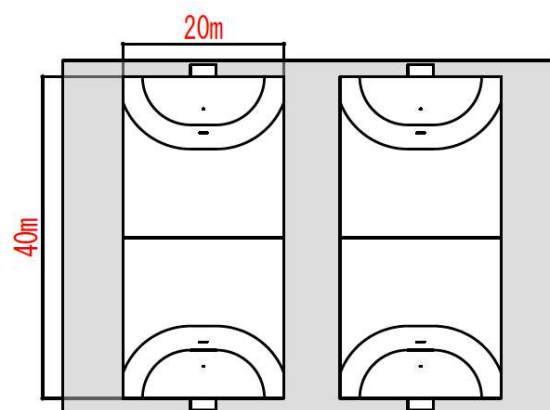
《バスケットボール:3面》



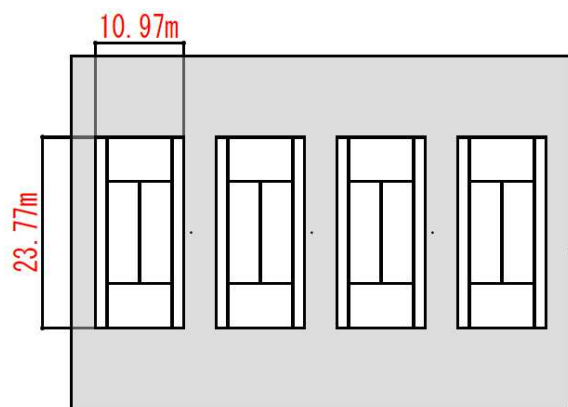
《バレーボール6人制:4面》



《バドミントン:14面》

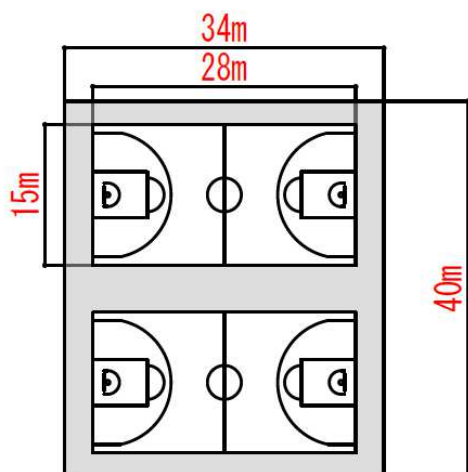


《ハンドボール:2面》

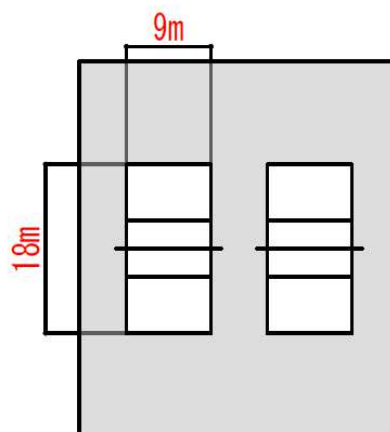


《テニス:4面》

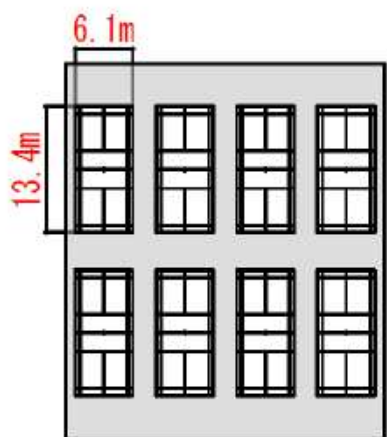
(2)サブアリーナ



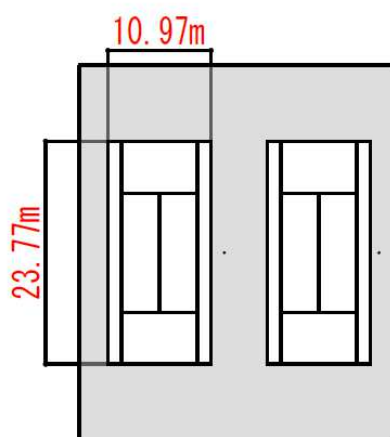
《バスケットボール：2面》



《バレーボール6人制：2面》



《バドミントン：8面》



《テニス：2面》

7.3. 施設整備において配慮すべき事項

(1)スポーツ環境への配慮

照明については、屋内競技に必要な照度を確保するとともに、競技に影響が出ないように、設置位置等に配慮します。

また、全館に空調設備(冷暖房設備)と換気設備を設けます。各部屋別の稼働や温度調整ができるようにするなど、省エネルギーや経済性に配慮します。

(2)障がい者スポーツへの配慮

新体育館では、段差の解消、スロープやエレベーターの設置等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障がい者の方にも十分に配慮した人にやさしい施設とします。

また、車いすバスケットボール、車いすラグビー、シッティングバレーボールなどパラスポーツに対応し、障がい者スポーツを支える施設環境を整えます。

(3)防災への配慮

新体育館は、災害時に物資集積拠点や指定緊急避難場所・指定避難所として使用することを想定し、トラックの搬入口や非常用発電機の導入など、防災拠点としての機能を確保します。

7.4 公園の動線計画

公園の動線は、現状の市民体育館の利用者は施設の正面入口に近い昭和町側の入口から出入りするケースが多くみられており、中学校総体など、東山公園内の複数施設を同時に使用する場合等は、正面入口に接続する市道（東山公園線）の渋滞が指摘されています。

新体育館の整備にあたっては、車両は米川沿いの市道（米川右岸堤線）からの入場を中心とし、混雑時も車両の滞留を極力園路内に留められるようにすることで、公道の通行に支障をきたさない方法を検討します。

また、車両の進入口にゲートを設置し、台数の適正管理、空き状況の把握等ができるようにするほか、公園内の各所に分散する駐車場へ適切に誘導できる案内板の設置等について検討します。

JR 東山公園駅の利用や開発の進む JR 米子駅南口からの徒歩でのアクセスを促進します。

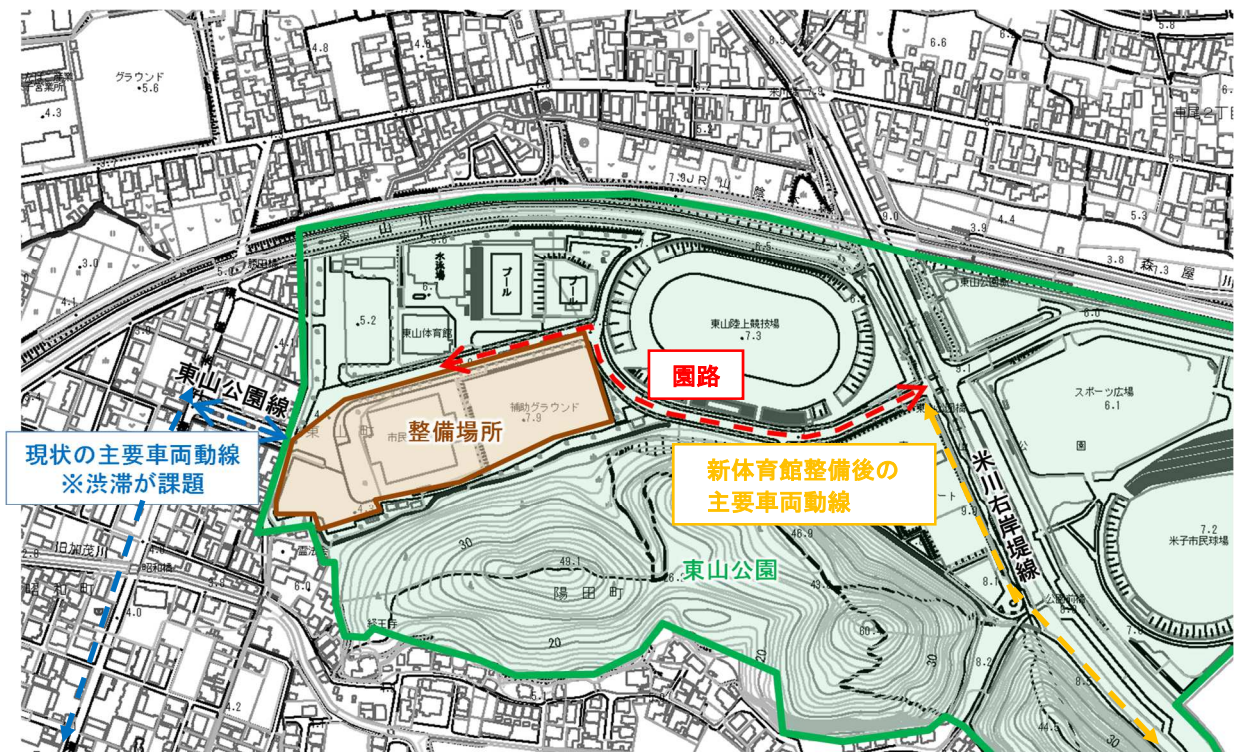


図 7-2 公園の車両動線

8. 事業手法

新体育館は、地方自治法上の「公の施設」に該当し、自治体による直営を除き、包括的な施設管理を行うことができるのは「指定管理者」に限られます。

また、今後の少子高齢化の進展に伴い、スポーツに対する市民ニーズはさらに多様化、高度化することが想定されます。このような将来の社会情勢の変化にも対応しながら本基本計画を実現していくためには、従来の公共主導の事業だけではなく、民間の持つノウハウ等を公共サービスに取り入れていくことが重要となります。

このため、今後 PPP/PFI 手法についての導入可能性調査において、事業手法を決定していきます。

また、適正な駐車場管理の実施などを踏まえると、新体育館だけでなく、東山公園内の体育施設についても一体的に管理することが効率的であると考えられることから、他の施設についても併せて同一の指定管理者に指定することについても、導入可能性調査において検討します。

■管理する施設の範囲

新体育館と一体的に管理する施設について、次のパターンで段階的に検討を行い、利便性や公園機能の強化、費用面等からトータルで判断し、適切な管理範囲を決定します。

<パターン 1>

新体育館のみを県市共同で運営管理

<パターン 2>

新体育館＋東山公園内の全施設

○県施設：東山水泳場

○市施設：陸上競技場、市民球場、球技場、弓道場、庭球場、スポーツ広場、東山体育館、東山公園

《期待される効果》

- ・ 公園全体の統一的な管理による利便性の向上
- ・ 民間ノウハウを活用した公園全体の魅力向上 等

<パターン 3>

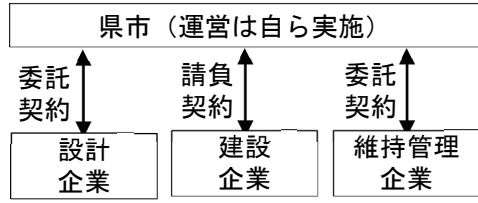
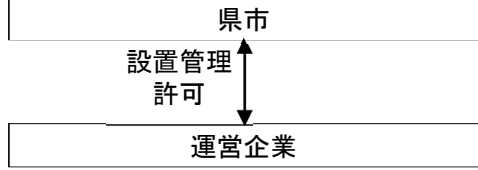
新体育館＋東山公園内の全施設＋その他市所有の体育施設全般

○市施設：地区体育館（東山体育館除く 10 か所）、淀江球場、日野川運動公園等 21 施設

《期待される効果》

- ・ 市内の施設利用窓口の一本化による利便性の更なる向上
例：施設空き状況の簡易な確認、申請方法の統一化 等

表 8-1 事業手法の概要

	従来方式	指定管理方式	PFI方式	コンセッション方式（公共施設等運営権制度）	Park-PFI
概要	<ul style="list-style-type: none"> 従来と同様に県市が設計・建設・維持管理を別々に発注し、運営は県市が自ら実施する方式。 必要な資金はすべて県市で調達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設は、従来と同様に県市が別々に発注し、運営は民間事業者（指定管理者）に委ねる方式。 指定管理者は、維持管理・運営を実施する。指定管理者の事業期間は、3～5年が一般的。 必要な資金はすべて県市で調達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設と維持管理・運営を包括して、民間事業者に委ねる方式。 一般的に事業期間が15～20年となる。 民間事業者は公募により選定され、設計・建設・運営企業がグループで応募する。 選定された事業者（グループ）は、本事業のためのSPC（特別目的会社）を設立し、事業を実施する。 必要な初期の資金は民間が調達し、事業期間を通じ県市から民間事業者 서비스에対価として支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営権を民間事業者に譲渡する方式。 施設整備には適用できない方式であり、従来方式やPFI方式と組み合わせる必要がある。 事業期間は事業の内容により異なる。 選定された事業者（グループ）は、本事業のためのSPC（特別目的会社）を設立し、事業を実施する。 一般的には独立採算型事業として実施されるため、運営面に係る県市の財政負担はない。 	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFIは都市公園内に民間施設を誘致し、当該施設から生じる収益を活用して他の公共施設を整備する方式。 民間施設であり、独立採算型事業として実施されるため、一般的には飲食店、売店などの誘致に活用されることが多い。 事業期間は最大20年となる。 事業者は、民間施設を運営する企業で公募により選定される。 独立採算型事業として実施されるため、運営面に係る県市の財政負担はないが、整備を求める他の公共施設の規模によっては県市がその費用を負担することがある。 
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 従来と同様の発注方法であるため、発注手続きに係る作業手間は小さい。 分離での発注となるため、各段階で業務仕様を県市で決定する。このため、各業務で県市の意向を反映させやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市でもこれまでに実績が多くある手法であり、発注手続きに係る作業手間は小さい。 施設の運営に民間のノウハウを発揮することができるため、特に既存施設では効果的。 運営部分については、民間のノウハウを活かしたコスト削減効果が期待できる。 事業期間中の維持管理・運営に関するリスクを民間事業者に移転することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備から運営までのすべてに民間のノウハウを発揮することができる。 特に運営ノウハウを活かした施設整備が可能となる。 施設整備から運営までを包括的に発注するため、各企業のノウハウを活かした事業全般でのコスト削減効果が期待できる。 事業期間中の施設整備・維持管理を含む運営に関するリスクを民間事業者に移転することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理方式と同様に運営面に民間ノウハウを活用するため、指定管理方式と同様の効果が期待できる。 さらに、指定管理方式に加えて、利用料金の設定や施設の改修の自由度が高いため、県市民ニーズに応じた迅速で効果的な対応が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新体育館の事業には適用しにくいですが、付帯施設として東山公園内に飲食店等を求める場合には、民間ノウハウの活用やコスト削減効果を期待できる（民間施設の誘致の可能性については別途検討する必要がある）。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工・維持管理・運営の分離発注のため、民間ノウハウ活用の余地は限定的となる。 特に運営面では民間ノウハウを発揮できず、運営ノウハウを活かした設計といったことがしにくい。 コスト削減効果が従来と同程度となる。 事業に関連するほとんどのリスクを県市が対応する必要がある。 施設の修繕については、都度県市が対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営面で民間のノウハウを活用できるが、新体育館の整備においてノウハウを発揮することはできない（運営ノウハウを活かした設計が困難）。 運営面でのコスト削減効果は期待できるが、施設整備面での効果は従来と変わらない。 施設整備は県市で行うため、大規模な修繕等は県市が負担することが一般的であり、修繕リスクについて民間事業者に完全に移転することは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括での発注となるため、当初に決定した施設整備や運営の条件を変更することが困難となる。このため、各業務で県市の意向を反映させにくい（当初の条件を十分に検討する必要がある）。 従来とは異なる発注方法であるため、発注時に別途コンサルタントに支援業務を発注するなど、発注手続きに係る作業手間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来とは異なる発注方法であるため、発注時に別途コンサルタントに支援業務を発注するなど、発注手続きに係る作業手間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来とは異なる発注方法であるため、発注時に別途コンサルタントに支援業務を発注するなど、発注手続きに係る作業手間がかかる。

9. 概算事業費

新体育館の建設にかかる概算事業費については、類似施設の建設単価を参考に、現在想定している基本的な機能部分の面積から算出し、約 60 億円を見込みます。なお、建設にあたっては、建設コスト（イニシャルコスト）のみならず、維持管理コスト（ランニングコスト）についても十分に考慮し、低コストで高品質な施設整備を目指すものとします。維持管理費については、延床面積増を勘案しつつ、現在の県立米子産業体育館と同程度を想定しています。

近年、乾式の鉄骨造によりローコストの整備手法も導入されており、そうした手法の導入についても検討を行うとともに、更なる事業費の圧縮を目指します。

【概算事業費の考え方】

区分	想定金額	考え方
新体育館整備費	約 60 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質調査 ・ 設計監理 ・ 建設（可動式客席を含む） ・ 外構工事 ※上を全て含めて約 50 万円/㎡として試算 （物価上昇等に伴う変動を除く）
市民体育館解体費	約 4 億円	施設の構造・延床に基づき実績単価から算出
維持管理費	管理する施設の範囲により変動 【参考】 県立米子産業体育館の維持管理費：約 6,500 万円/年 （県指定管理料 約 3,300 万円/年）	

10. 今後の進め方

本計画に基づく新体育館の進め方は、表 10-1 に示すとおりです。

この進め方に従って予定通り新体育館整備が進んだ場合、令和 6 年度の中途において、市民体育館の供用を停止し、市民体育館の除却に着手します。

その後、新体育館整備に着手し、新体育館の竣工・供用開始は令和 8 年度末頃（令和 9 年 1～3 月）となります。

市民体育館の供用停止から新体育館供用開始までの約 2 年半の期間、現在、市民体育館で行っている大会等の利用ニーズについては、競技団体等の協力を得た上で、県立米子産業体育館や市内の地区体育館を中心に、県西部地域内の施設を活用して対応していくこととなります。

県立米子産業体育館及び市営武道館については、この度の施設集約に国の財源を活用することを想定していることから、その要件に基づいて新体育館整備から 5 年以内（令和 13 年度まで）に、公共施設としての用途を廃止する必要があります。そのため、新体育館供用開始後、県立米子産業体育館及び市営武道館は廃止するとともに、集約する既存 3 施設の機能は全て新体育館に統合します。

表 10-1 新体育館整備の今後の進め方

年度	内 容
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の策定・公表（4 月） ・ 基本計画に基づく PPP/PFI 手法導入可能性調査の実施（外部委託） ・ PPP/PFI 手法導入可能性調査完了 ⇒ 整備手法案の決定 ・ 調査結果の議会報告 ⇒ 整備手法の決定
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備事業者選定公募のための実施方針策定に着手 ⇒ 公募に係る諸条件を整理するため、金融、法務、技術等の専門知識を有する者と アドバイザー業務委託契約（R4-5）を締結する予定 ・ 実施方針案を策定 ・ 実施方針案を議会報告 ⇒ 実施方針策定
R5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備事業者の公募開始 ⇒ 応募締切 ⇒ 内容審査 ⇒ 事業者決定・契約 ・ 市民体育館の除却 ⇒ 新体育館の建設着手
R8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新体育館竣工・供用開始
R9 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立米子産業体育館、市営武道館の廃止

【施設の推移】

年度	新体育館	米子市民体育館	県立米子産業体育館	市営武道館
R6	設計	供用停止・除却	施設稼働	
R7	建設	施設廃止		
R8	竣工・供用開始			
R9	施設稼働		用途廃止（想定）	
R10				
R11				
R12				
R13				用途廃止期限